

管理 No.	P006
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育総務部 文化財課  
( 指定文化財係 /内線:4354 )

根拠区分	法律	
許認可等の名称	重要文化財の現状変更等の許可	
処分権者	奈良市教育委員会	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	文化財保護法(昭和 25 年 法律 第 214 号) 文化財保護法施行令(昭和 50 年 政令 第 267 号)
	根拠規定条項	法第 43 条第 1 項、法第 184 条第 1 項第 2 号、令第 5 条第 3 項第 1 号口
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	文化財保護法施行令第五条第三項第一号口に掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務の処理基準(平成 12 年 12 月 27 日 文部大臣裁定)(平成 12 年 12 月 27 日 庁保美 242 号文化庁次長通知)
	基準規定条項	同上
基準規定 (「金属、石又は土で作られた重要文化財の型取りの許可」について)	審査基準	<p>一 重要文化財のき損のおそれがある場合には、文化財保護法施行令第五条第三項第一号口に掲げる型取り(直接実物に触れて型を取ることをいう。以下同じ。)の許可をすることができない。</p> <p>二 都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が当該型取りの許可をするに当たっては、文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号)第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。</p> <p>(一) 型取りの前に重要文化財の所有者に対して複製品の製作の趣旨、型取りの方法及び使用後の型の処理について説明し、承諾を得ること。</p> <p>(二) 型取りに際し、技師、学芸員等の専門家の立合いを求めること。</p> <p>(三) 型取りの実施は、重要文化財が保管されている場所で行うこと。</p> <p>(四) 同一の重要文化財について、複数の複製品を必要とする場合は、同一の型より製作すること。</p> <p>(五) 次に掲げる重要文化財については、型取りの前に修理ないし強化処理等を行うこと。</p> <p>① 金属製品である重要文化財であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 表面仕上げや錆等に剥離が認められるもの</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	2週間	
本票の作成日	平成28年 3月 3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成30年 2月 28日更新(表記訂正)	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<ul style="list-style-type: none"><li>イ 考古資料のうち錆の進行が著しく、脆弱になったもの</li><li>② 石製品及び土製品(陶磁器を含む。)である重要文化財であって、次に掲げるもの<ul style="list-style-type: none"><li>ア 形状が複雑なもの</li><li>イ 本体部に劣化が認められるもの</li><li>ウ 本体部の表面に剥離が認められるもの</li><li>エ 表面仕上げ(顔料・釉薬等)に剥離が認められるもの</li><li>オ 接合部の劣化が認められるもの</li><li>カ 彫刻のうち塑像</li><li>キ 陶磁器のうち修理歴があるもの</li></ul></li></ul>